

## 九州地方年金記録訂正審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

令和2年4月10日現在

大城 光子	元自治体職員
緒方 榮	元自治体職員
尾畠 正明	社会保険労務士
草場 明子	税理士
末松 宏	社会保険労務士
高橋 記代子	税理士
玉城 辰彦	弁護士
当山 恵子	税理士
富川 泰幸	社会保険労務士
富山 敦	弁護士
廣底 清美	社会保険労務士
藤井 克己	弁護士
古屋 勇一	弁護士
的野 千賀子	元自治体職員

資料2	第6回総会(令和2年4月24日)
	九州地方年金記録訂正審議会

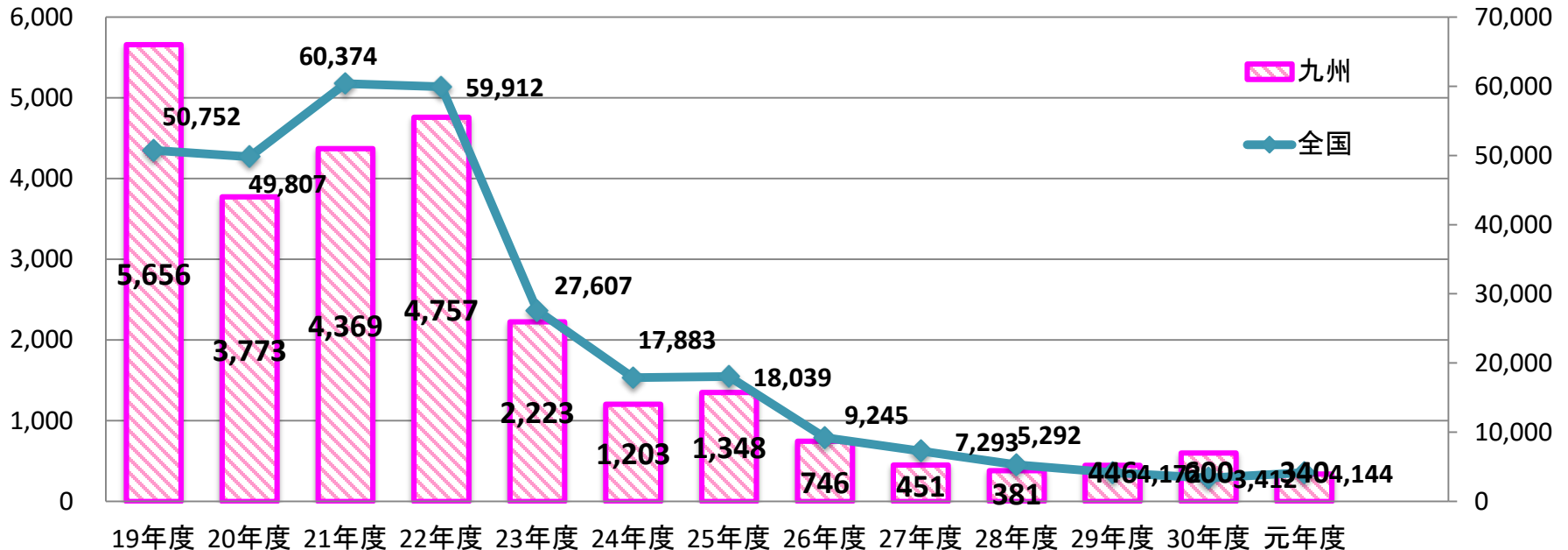
# 令和元年度 業務実績報告(九州厚生局)

# 年金記録訂正受付件数の推移

	19年度 (19/7~)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (~27/2)	27年度 (27/3~)	28年度 (~29/3)	29年度 (~30/3)	30年度 (~31/3)	元年度 (~2/2)
九州	5,656	3,773	4,369	4,757	2,223	1,203	1,348	746	451	381	492	600	340
合計	50,752	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,039	9,245	7,293	5,292	4,619	3,412	4,144

(九州)

(全国)



総務大臣あての確認申立て  
(19年7月~27年2月)

厚生労働大臣あての訂正請求  
(27年3月~2年2月)

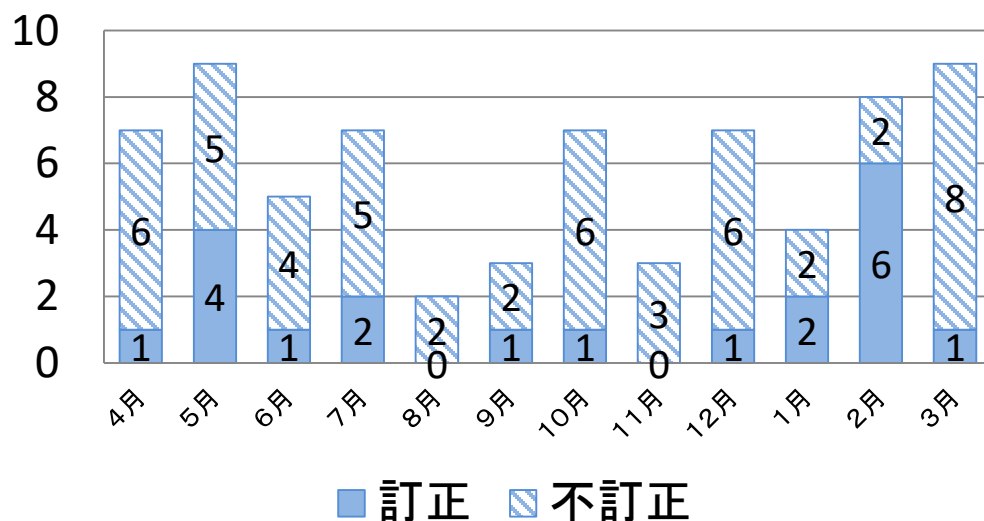
# 令和元年度の部会開催状況等について

令和元年度 部会開催状況(合計)

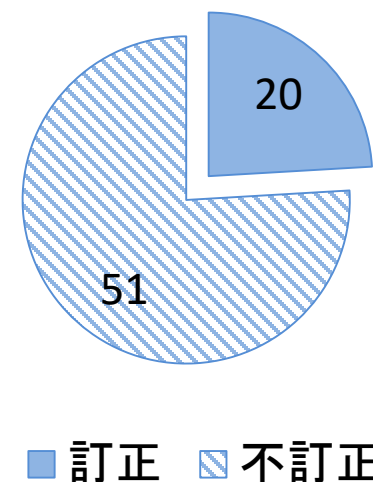
(令和元年度末現在)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
部会開催回数 (回)	3	4	3	5	2	2	3	3	4	3	4	4	40
付議件数 (件)	8	6	6	9	2	3	7	3	8	4	9	9	74
議決件数 (件)	7	9	5	7	2	3	7	3	7	4	8	9	71
訂正 (件)	1	4	1	2	0	1	1	0	1	2	6	1	20
不訂正 (件)	6	5	4	5	2	2	6	3	6	2	2	8	51
継続となった件数 (件)	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0	6
委員出席率 (%)	100	93.75	100	100	87.5	100	100	100	100	100	100	100	98.75

月別の議決件数と内訳



令和元年度議決内訳



# 令和元年度の九州厚生局における受付・処理状況

## 1. 受付件数(九州厚生局管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国民年金	3	0	6	6	2	2	0	3	2	3	4		31
厚生年金	6	7	24	12	65	16	21	32	69	21	33		306
脱退手当金	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0		3
合計	9	7	30	18	68	18	21	35	72	25	37		340

## 2. 処理件数

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国民年金	訂正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不訂正	4	3	1	7	2	1	4	2	2	2	1		29
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生局処理件数	4	3	1	7	2	1	4	2	2	2	1		29
	機構処理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		1
	処理件数(合計)	4	3	1	7	2	2	4	2	2	3	1		30
厚生年金保険	訂正	1	4	1	2	0	1	1	0	1	2	3		16
	不訂正	2	2	1	0	1	1	1	1	2	0	2		13
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生局処理件数	3	6	2	2	1	2	2	1	3	2	5		29
	機構処理件数	24	39	0	27	13	44	12	8	11	7	16		201
	取下	2	0	0	0	2	1	3	7	0	1	3		19
	処理件数(合計)	29	45	2	29	16	17	17	16	14	10	24		249
脱退手当金	訂正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不訂正	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生局処理件数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	機構処理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理件数(合計)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
合計	訂正	1	4	1	2	0	1	1	0	1	2	3		16
	不訂正	6	5	2	7	3	2	6	3	5	2	3		44
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	厚生局処理件数	7	9	3	9	3	3	7	3	6	4	6		60
	機構処理件数	24	39	0	27	13	44	12	8	11	7	16		201
	取下	2	0	0	0	2	1	3	7	0	2	3		20
	処理件数(合計)	33	48	3	36	18	48	22	18	17	13	25		281

※ 上記の数値は速報値ですので、変動することがあります。

資料3	第6回総会(令和2年4月24日)
	九州地方年金記録訂正審議会

## 議題 1

# 九州地方年金記録訂正審議会運営規則 の見直し(案)

○**地方年金記録訂正審議会規則**(平成27年厚生労働省令第83号) -抄-

(雑則)

第10条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営  
に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 九州地方年金記録訂正審議会運営規則（案）

平成27年4月16日  
九州地方年金記録訂正審議会会長決定  
令和2年4月 日  
一部改正

九州地方年金記録訂正審議会運営規則第4条を次のとおり定める。

（部会）

第4条 審議会に3以内の部会を置くことができる。

- 2 部会の内うち1つの部会については、沖縄県に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条の2項第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第28条の2第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「請求事案」という。）の審議を行うものとする。
- 3 会長は、前項に規定する部会に属すべき委員及び臨時委員の指名にあたっては、沖縄県の実情を踏まえた者となるよう配慮するものとする。

九州地方年金記録訂正審議会運営規則第7条の2を次のとおり定める。

（議決の特例）

第7条の2 会長は、やむを得ない事情により総会を開催することが困難であり、かつ緊急に総会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当該審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。

- 2 会長は、前項の規定による結果を審議会の議決とすることができる。
- 3 会長は、前項の規定による議決を各委員及び臨時委員に通知するものとする。

九州地方年金記録訂正審議会運営規則第15条を次のとおり定める。

(部会への適用)

第15条 部会の運営について、第2条、第3条、第7条、第7条の2及び第9条から第12条（第4項を除く）までの規定中「審議会」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に係る臨時委員」とあるのは「部会に属すべき委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする。



# 新旧対象表

改正案	現行
<p>[略]</p> <p>(部会) 第4条 審議会に、<b>3以内</b>の部会を置くことができる。</p> <p>2 部会のうち1の部会については、沖縄県に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の2項第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の2第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求(以下「請求事案」という。)の審議を行うものとする。</p> <p>3 会長は、前項に規定する部会に属すべき委員及び臨時委員の指名にあたっては、沖縄県の実情を踏まえた者となるよう配慮するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>(議決の特例) 第7条の2 会長は、やむを得ない事情により総会を開催することが困難であり、かつ緊急に総会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当該審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。</p>	<p>[略]</p> <p>(部会) 第4条 審議会に、<b>6以内</b>の部会を置くことができる。</p> <p>2 部会のうち1の部会については、沖縄県に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の2項第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の2第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求(以下「請求事案」という。)の審議を行うものとする。</p> <p>3 会長は、前項に規定する部会に属すべき委員及び臨時委員の指名にあたっては、沖縄県の実情を踏まえた者となるよう配慮するものとする。</p> <p>[略]</p>

# 新旧対象表

改正案	現行
<p>[略]</p> <p>(部会への適用)</p> <p>第15条 部会の運営について、第2条、第3条、第7条、<u>第7条の2</u>及び第9条から第12条(第4項を除く。)までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に関係あるとして会長が指名した臨時委員(以下「委員等」という。)」又は「委員等」とあるのは「部会に属すべき委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(部会への適用)</p> <p>第15条 部会の運営について、第2条、第3条、第7条及び第9条から第12条(第4項を除く。)までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に関係あるとして会長が指名した臨時委員(以下「委員等」という。)」又は「委員等」とあるのは「部会に属すべき委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>[略]</p>

資料4	第6回総会(令和2年4月24日)
	九州地方年金記録訂正審議会

## 議題 2

# 九州地方年金記録訂正審議会委員総数の見直し(案)

○**地方年金記録訂正審議会規則**(平成27年厚生労働省令第83号) -抄-

(雑則)

第10条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 部会数及び委員総数

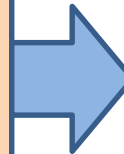
【平成30年4月～令和2年3月】  
九州地方年金記録訂正審議会  
(委員総数16人)

第1部会 (4人)

第2部会 (4人)

第3部会 (4人)

第4部会 (沖縄) (4人)



【令和2年4月～】  
九州地方年金記録訂正審議会  
(委員総数14人)

第1部会 (5人)

第2部会 (5人)

第3部会 (沖縄) (4人)

資料5	第6回総会(令和2年4月24日)
	九州地方年金記録訂正審議会

## 議題3

# 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○**地方年金記録訂正審議会規則**（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条（第1項～第2項）（略）

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第6条（第1項）（略）

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 （略）

資料6	第6回総会(令和2年4月24日)
	九州地方年金記録訂正審議会

## 議題4 諮問を付議する部会(案)

# 諮問を付議する部会

## 九州地方年金記録 訂正審議会

第1部会

第3部会（沖縄）

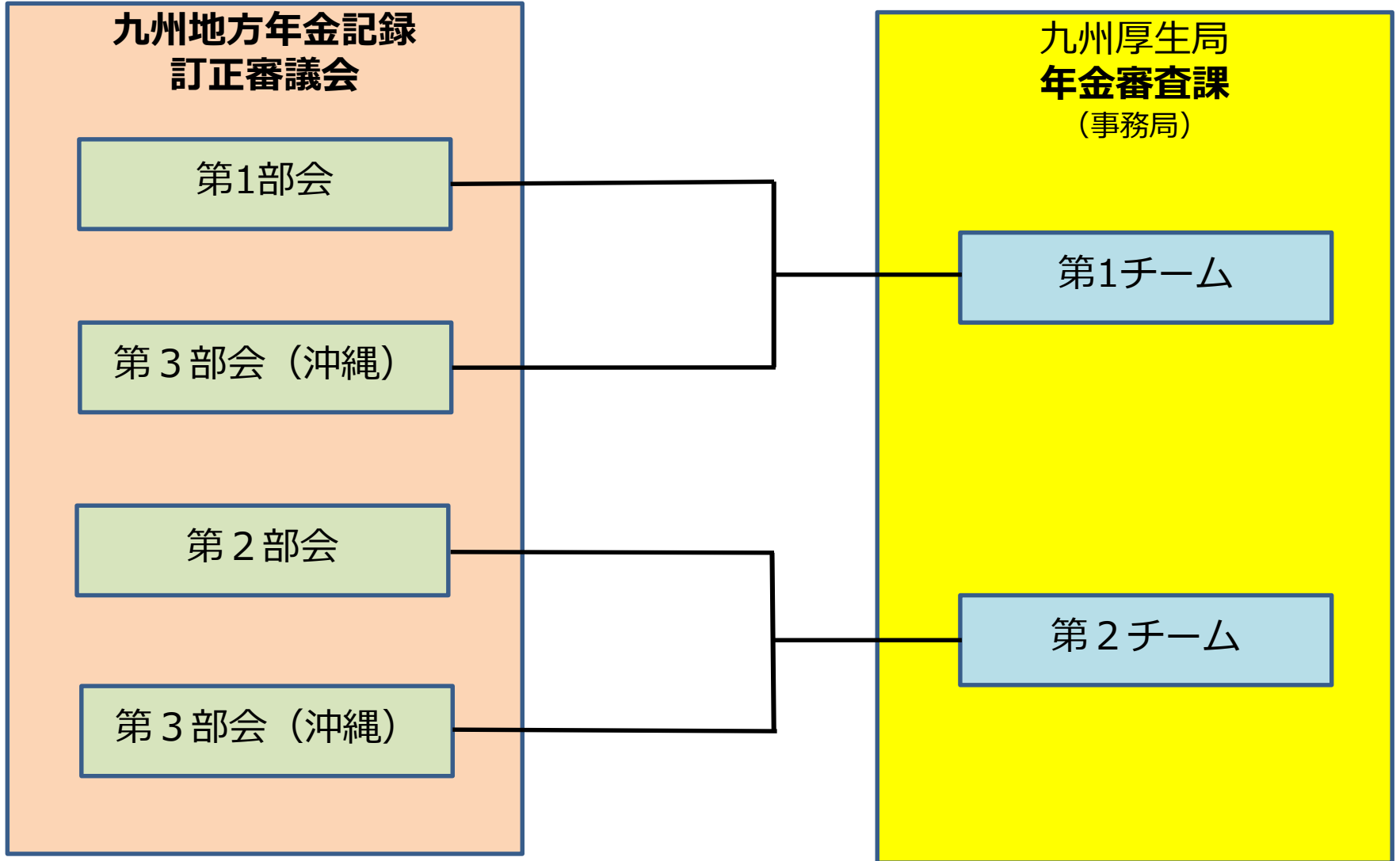
第2部会

第3部会（沖縄）

## 九州厚生局 年金審査課 （事務局）

第1チーム

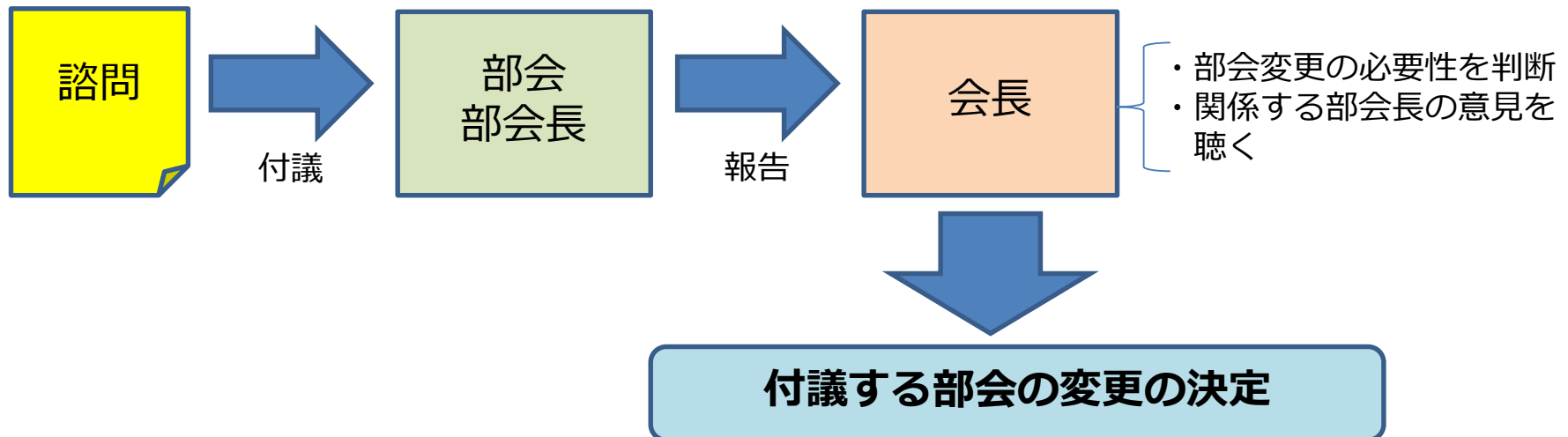
第2チーム



## 会長が付議する部会を変更する場合

- 部会が請求事案を多数抱え、審議が停滞するおそれがある。
- 部会の委員に欠員が生じ、部会が成立しない又は審議や議決に支障が生じるおそれがある。
- 部会の委員の中に運営規則第8条の除斥事項に該当する委員が含まれると予見される。
- 過去の審議実績や委員の専門性等を踏まえ、より適切・円滑な審議が見込める。

## 部会長が取り扱うことが不相当と認めた場合





## 諮問を付議する部会の決定について（案）

九州地方年金記録訂正審議会会長決定

九州地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第5条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第16条の規定により、次のとおり定める。

- 1 運営規則第5条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会については、下表左欄に記載の九州厚生局年金審査課調査チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行った請求事案を同表右欄に記載の部会に付議するものとする。

第1チーム	第1部会
第2チーム	第2部会

- 2 運営規則第5条第2項の規定による沖縄県に係る請求事案は、沖縄県に所在する年金事務所が受け付けたものをいい、九州厚生局年金審査課調査第1チーム及び2チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行い、請求事案を第3部会に付議するものとする。

3 会長は、諮問された請求事案を取り扱う部会について、次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を決定するものとする。

- ① 請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれがあること。
- ② 部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しないこと又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 部会の委員の中に、運営規則第8条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見されること。
- ④ 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性その他を踏まえ、より適切かつ円滑な審議が行えると認められること。

4 運営規則第5条第3項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第4項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。

# 新旧対象表

## 改正案

九州地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第5条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第16条の規定により、次のとおり定める。

1 運営規則第5条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会については、下表左欄に記載の九州厚生局年金審査課調査チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行った請求事案を同表右欄に記載の部会に付議するものとする。

請求事案担当チーム	部会
第1チーム	第1部会
第2チーム	<u>第2部会</u>

2 運営規則第5条第2項の規定による沖縄県に係る請求事案は、沖縄県に所在する年金事務所が受け付けたものをいい、九州厚生局年金審査課調査第1チーム及び第2チームが調査並びに諮問に関する資料の作成を行い、請求事案を第3部会に付議するものとする。

## 現行

九州地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第5条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第16条の規定により、次のとおり定める。

1 運営規則第5条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会については、下表左欄に記載の九州厚生局年金審査課調査チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行った請求事案を同表右欄に記載の部会に付議するものとする。

請求事案担当チーム	部会
第1チーム	第1部会
	<u>第2部会</u>
第2チーム	<u>第3部会</u>

2 運営規則第5条第2項の規定による沖縄県に係る請求事案は、沖縄県に所在する年金事務所が受け付けたものをいい、九州厚生局年金審査課調査第2チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行い、請求事案を第4部会に付議するものとする。

3 会長は、諮問された請求事案を取り扱う部会について、次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を決定するものとする。

- ① 請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれがあること。
- ② 部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しないこと又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 部会の委員の中に、運営規則第8条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見されること。
- ④ 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性その他を踏まえ、より適切かつ円滑な審議が行えると認められること。

4 運営規則第5条第3項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第4項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。

3 会長は、諮問された請求事案を取り扱う部会について、次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を決定するものとする。

- ① 請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれがあること。
- ② 部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しないこと又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 部会の委員の中に、運営規則第8条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見されること。
- ④ 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性その他を踏まえ、より適切かつ円滑な審議が行えると認められること。

4 運営規則第5条第3項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第4項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。